

がんばる事業所感染対策取組事項

個別事項（宿泊業）

- 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離は2 mを目安に（最低1 m）確保する。
- 感染防止のためチェックイン、チェックアウト時に宿泊客が密にならないよう整理する。
- 客室でのチェックイン手続きができるようにする。
- フロントでは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 宿泊カードのオンライン化
- 入口及び施設内には手指の消毒設備を設置し、従業員及び宿泊者等にはマスクの着用を周知する。
- ロビー、エレベーター、大浴場、食事処等、多くの宿泊客が同時に利用する場所では、定期的な消毒や換気を行い、感染防止に努める。
- エレベーター内が過密状態にならないよう、重量センサーを調整して乗車人数を制限する。
- 客室のテレビ、リモコン、金庫、電話機、冷蔵庫等の消毒剤での消毒
- 客室の空調機を外気導入に設定したり、宿泊者に窓を開けての換気を促す。
- 大浴場への一度の入浴者数を制限する。
- 浴室内の備品の消毒、換気の強化を行うとともに、対人距離をとるよう要請する。
- 会食では参加人数、開催時間、席の間隔、換気の強化に留意する。
- 鍋料理や刺身盛りは一人鍋、一人盛りに極力変更や、従業員の取り分けを行う。
- ビュッフェ方式で食事を提供する場合は、料理を小皿にもって提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客一人ひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使用済みトングは回収、消毒してトング類は共用しないよう徹底する。
- 食事は横並び着席を推奨するとともに食事中以外のマスク着用を要請する。
- トイレはハンドドライヤーをやめ、ペーパータオル等を設置する。
- 宿泊客用スリッパ等は使用後の消毒を行うか、使い捨てスリッパに変更する。
- カード決済など非対面チェックアウト手続きの導入
- 従業員休憩スペースでのマスク着用と一度に使用する人数の制限を行う。
- その他

()